

入札参加資格制限措置要領別表措置基準

(平成19年9月10日決裁)

(平成22年5月24日決裁)

(令和3年5月28日決裁)

別表第1 (事故等に基づく措置要件)

措置要件	期間	運用基準	運用期間
(虚偽記載) 1 組合が発注する建設工事等(以下「組合発注工事等」という。)の競争入札に参加する者に必要な資格の審査に関する申請書及び添付書類に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上 12か月以内	イ 複数箇所に虚偽の記載事実が認められ、又は文書偽造、事前共謀等、明らかな故意性が認められる等、虚偽記載の原因が特に重大で悪質と認められるとき。	12か月
		ロ 入札参加資格者名簿の登録後に組合の調査により虚偽記載の事実が判明し、過失が特に大きいと認められるとき。	9か月
		ハ 入札参加資格者名簿の登録後に入札参加資格者からの報告により虚偽記載の事実が判明し、過失が特に大きいと認められるとき。	6か月
		ニ 入札参加資格者名簿の登録前に組合の調査により虚偽記載の事実が判明し、過失が大きいと認められるとき。	3か月
		ホ 入札参加資格者名簿の登録前に虚偽の記載事実について入札参加資格者から報告があり、過失が認められるとき。	1か月
		1の2 組合発注工事等の競争入札において、競争入札参加資格確認申請書、競争入札参加確認資料、その他の入札前の調査資料に係る提出資料若しくは契約締結後の組合への提出資料等に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上 12か月以内
ロ 工事着手後に発注者の調査により虚偽記載の事実が判明し、請負人の過失が特に大きいと認められるとき。	9か月		
ハ 工事着手後に請負者からの報告により虚偽記載の事実が判明し、請負	6か月		

<p>(過失等による粗雑工事)</p> <p>2 組合発注工事等の施工に当たり、故意又は過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（過失による場合でその契約の内容に適合しない場合における不適合（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1か月以上</p> <p>12か月以内</p>	<p>人の過失が特に大きいと認められるとき。</p> <p>ニ 工事着手前に発注者の調査により虚偽記載の事実が判明し、請負人の過失が大きいと認められるとき。</p> <p>ホ 工事着手前に虚偽の記載事実について請負者から報告があり、請負人の過失が認められるとき。</p> <p>(1) 故意に工事等を粗雑にしたと認められるとき。 (※(1)については、要領第4条第4項を適用)</p> <p>(2) 過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき。</p> <p>イ 補修が不可能な場合（補修による初期の目的を達成できない場合）又は粗雑工事に起因し、公衆への重大損害（死亡者の発生、公衆への広範な損害・影響等）を与えるなど、公衆へ影響が極めて大きいと認められるとき。</p> <p>ロ 粗雑工事に起因し、公衆に損害（全治1か月以上若しくは入院2週間以上の医師の診断、又は物損額が50万円以上の被害）を与えたとき。</p> <p>ハ 会計検査院の検査又は監査委員の監査で不良工事として指摘され、手直しを命じられたとき、又は委託業務において成果品の契約不適合により工事等の手直しが必要となったとき。</p> <p>ニ 完成検査で不適合として指摘され修補を要した場合、又は引渡し後に契約不適合が判明し、発注者から契約不適合を担保すべき責任（以下「契約不適合責任」という。）に基づく修補請求若しくは損害賠償請求を受けた場合で、受注者の過失が特</p>	<p>3か月</p> <p>1か月</p> <p>24か月</p> <p>12か月</p> <p>9か月</p> <p>3か月</p> <p>3か月</p>
--	--	--	--

<p>3 安達地方の市村内において、組合以外の者が発注した工事（以下「一般工事等」という。）の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。</p> <p>（※「契約不適合が重大である」と認められる場合は、原則としてイ、ロ、ハ、ニに該当する場合の他、粗雑工事等を原因とし、建設業法に基づく監督処分がなされた場合についても該当する。）</p>	<p>当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内</p>	<p>に大きいと認められるとき。</p> <p>ホ 完成検査で不適合として指摘され修補を要した場合、又は引渡し後に契約不適合が判明し、発注者から契約不適合責任に基づく修補請求若しくは損害賠償請求を受けたとき。</p> <p>ヘ 上記の他、監督員から文書による改善指示を受ける等、工事を粗雑にしたと認められるとき（発注者側の責に帰すべき場合を除く）。</p> <p>（※へについては、要綱第4条第3項を適用）</p> <p>（※粗雑工事が複数箇所に確認される等、特に必要があると認める場合にあっては、基準の範囲内で運用期間に資格制限期間を加算することができるものとする。）</p> <p>イ 補修が不可能な場合又は公衆への重大な損害、若しくは影響を与え（死亡者の発生、公衆への広範な損害等）るなど、粗雑工事に起因する公衆へ影響が特に大きいと認められるとき。</p> <p>ロ 粗雑工事に起因し、公衆に損害（全治1か月以上若しくは入院2週間以上の医師の診断、又は物損額が50万円以上の被害）を与えたとき。</p> <p>ハ 会計検査院の検査又は監査委員の監査で不良工事として指摘され、手直しを命じられたとき、又は委託業務において成果品の契約不適合により工事等の手直しが必要となったとき。</p> <p>ニ 完成検査で不良工事として指摘され、修補を要した場合、又は引渡し後に契約不適合が判明し、発注者から契約不適合責任に基づく修補請求若しくは損害賠償請求を受けた場合</p>	<p>1か月2週間</p> <p>2週間</p> <p>6か月</p> <p>4か月</p> <p>1か月2週間</p> <p>1か月2週間</p>
---	---	--	--

<p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合の外、組合発注工事の施工にあたり、契約に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上 8か月以内</p>	<p>で、受注者の過失が特に大きいと認められるとき。</p> <p>ホ 完成検査で不良工事として指摘され修補を要した場合、又は引渡し後に契約不適合が判明し、発注者から契約不適合責任に基づく修補請求若しくは損害賠償請求を受けたとき。 (※ホについては、要綱第4条第3項を適用) (※粗雑工事が複数箇所に確認される等、特に必要があると認める場合にあっては、基準の範囲内で運用期間に資格制限期間を加算することができるものとする。)</p> <p>イ 請負者の責に帰すべき事由により契約解除となったとき(不完全履行)。</p> <p>ロ 一括下請負(建設業法第22条第1項又は第2項違反)を行ったとき。</p> <p>ハ 正当な理由が無く工期内に工事等が完成できないとき(履行遅滞)。</p> <p>ニ 監督・検査業務の執行を妨害したとき。</p> <p>ホ 工事等の施工管理が不良で、再三指摘しても改善しないとき、又は監督員若しくは検査員の指示に従わないとき。</p> <p>ヘ 契約約款、仕様書等に基づく重要な報告(事故報告等)の提出を怠ったとき。</p> <p>ト 現場代理人の常駐義務に違反したとき。</p> <p>チ 建設業許可、経営事項審査又は測量業若しくは建築士事務所若しくは不動産鑑定士の登録、又は工事等の履行に必要な資格、許可等の有効期間が失効している又は工事等における必要な資格、許可等を有していな</p>	<p>2週間</p> <p>8か月</p> <p>8か月</p> <p>6か月</p> <p>5か月</p> <p>3か月</p> <p>2か月</p> <p>1か月</p> <p>1か月</p>
--	---------------------------------------	---	--

<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 組合発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1か月以上 6か月以内</p>	<p>いにかかわらず、組合工事を請け負ったとき。</p> <p>リ 前記へに掲げる場合の他契約約款、仕様書等に基づく報告、届出等の契約不適合、遅滞、未提出が認められ、発注者の指導にもかかわらず改善しないとき。</p> <p>I 安全管理の措置が著しく不適切、かつ、悪質又は重大な過失があると認められるとき。</p> <p>イ 死亡（複数） ロ 死亡（1人） ハ 負傷程度Ⅱ ニ 負傷程度Ⅰ ホ 物損程度Ⅱ ヘ 物損程度Ⅰ</p> <p>(※イについては、要領第4条第4項を適用)</p> <p>II 安全管理の措置が著しく不適切と認められるとき。</p> <p>イ 死亡（複数） ロ 死亡（1人） ハ 負傷程度Ⅱ ニ 負傷程度Ⅰ ホ 物損程度Ⅱ ヘ 物損程度Ⅰ</p> <p>III 安全管理の措置が不適切と認められるとき。</p> <p>イ 死亡（複数） ロ 死亡（1人） ハ 負傷程度Ⅱ ニ 負傷程度Ⅰ ホ 物損程度Ⅱ ヘ 物損程度Ⅰ</p> <p>(※ニ及びへについては、要領第4条第3項を適用)</p>	<p>2週間</p> <p>9か月 6か月 3か月 2か月 3か月 1か月2週間</p> <p>6か月 3か月 2か月 1か月2週間 2か月 1か月</p> <p>3か月 1か月2週間 1か月 3週間 1か月 2週間</p>
<p>6 一般工事等の施工に当た</p>	<p>当該認定をし</p>	<p>(1) 国、県及び市村発注工事において下</p>	

<p>り、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>た日から 1 か月以上 3 か月以内</p>	<p>記ⅠからⅢに該当したとき。</p> <p>Ⅰ 安全管理の措置が著しく不適切、かつ、悪質又は重大な過失があると認められるとき。</p> <p>イ 死亡（複数） 6 か月</p> <p>ロ 死亡（1人） 4 か月</p> <p>ハ 負傷程度Ⅱ 2 か月</p> <p>ニ 負傷程度Ⅰ 1か月2週間</p> <p>ホ 物損程度Ⅱ 2 か月</p> <p>ヘ 物損程度Ⅰ 1 か月</p> <p>（※イ及びロについては、要領第4条第4項を適用）</p> <p>Ⅱ 安全管理の措置が著しく不適切と認められるとき。</p> <p>イ 死亡（複数） 4 か月</p> <p>ロ 死亡（1人） 2 か月</p> <p>ハ 負傷程度Ⅱ 1か月2週間</p> <p>ニ 負傷程度Ⅰ 1 か月</p> <p>ホ 物損程度Ⅱ 1か月2週間</p> <p>ヘ 物損程度Ⅰ 3 週間</p> <p>（※イについては、要領第4条第4項を適用、ヘについては同条第3項を適用）</p> <p>Ⅲ 安全管理の措置が不適切と認められるとき。</p> <p>イ 死亡（複数） 2 か月</p> <p>ロ 死亡（1人） 1 か月</p> <p>ハ 負傷程度Ⅱ 3 週間</p> <p>ニ 負傷程度Ⅰ 2 週間</p> <p>ホ 物損程度Ⅱ 3 週間</p> <p>ヘ 物損程度Ⅰ 文書注意</p> <p>（※ハ、ニ及びホについては、要領第4条第3項を適用）</p> <p>(2) (1)以外の工事において当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕又は逮捕を経ないで公訴提起されたとき。</p> <p>イ 死亡（複数） 4 か月</p> <p>ロ 死亡（1人） 2 か月</p> <p>ハ 負傷程度Ⅱ 1か月2週間</p>	
--	-----------------------------------	---	--

<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>7 組合発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上 4か月以内</p>	<p>ニ イ～ハ以外 (※イについては、要領第4条第4項を適用)</p> <p>I 安全管理の措置が著しく不適切、かつ、悪質又は重大な過失があると認められるとき。 イ 死亡(複数) 6か月 ロ 死亡(1人) 4か月 ハ 負傷程度Ⅱ 2か月 ニ 負傷程度Ⅰ 1か月2週間 (※イについては、要領第4条第4項を適用)</p> <p>II 安全管理の措置が著しく不適切と認められるとき。 イ 死亡(複数) 4か月 ロ 死亡(1人) 2か月 ハ 負傷程度Ⅱ 1か月2週間 ニ 負傷程度Ⅰ 1か月</p> <p>III 安全管理の措置が不適切と認められるとき。 イ 死亡(複数) 2か月 ロ 死亡(1人) 1か月 ハ 負傷程度Ⅱ 3週間 ニ 負傷程度Ⅰ 2週間</p>	<p>1か月</p>
		<p>8 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上 2か月以内</p>

		イ 死亡（複数） ロ 死亡（1人） ハ 負傷程度Ⅱ ニ 負傷程度Ⅰ （※イについては、要領第4条第4項適用）	3か月 1か月2週間 1か月 3週間
		Ⅲ 安全管理の措置が不適切と認められるとき。 イ 死亡（複数） ロ 死亡（1人） ハ 負傷程度Ⅱ ニ 負傷程度Ⅰ (2) (1)以外の工事において当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕又は逮捕を経ないで公訴提起されたとき。	1か月2週間 1か月 2週間 文書注意
		イ 死亡（複数） ロ 死亡（1人） ハ 負傷程度Ⅱ ニ イ～ハ以外 （※イについては、要領第4条第4項を適用）	3か月 1か月2週間 1か月 3週間

別表第2（贈賄及び不正行為等に基づく措置要件）

措置要件	期間	運用基準	運用期間
<p>（贈賄）</p> <p>1 入札参加資格者である個人、入札参加資格者である法人の役員又はその使用人が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 18か月以上 24か月以内</p>	<p>イ 入札参加資格者である個人、入札参加資格者である法人の役員又はその使用人が組合の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ロ 入札参加資格者である個人、入札参加資格者である法人の役員又はその使用人が、安達地方の市村内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ハ 入札参加資格者である個人、入札参加資格者である法人の役員又はその使用人が、安達地方の市村外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>24か月</p> <p>21か月</p> <p>18か月</p>
<p>（独占禁止法違反行為）</p> <p>2 業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。（次号に掲げる場合を除く。）</p>	<p>当該認定をした日から 12か月以上 24か月以内</p>	<p>(1) 組合発注工事等において、独占禁止法に違反し、下記のイ又はロに該当したとき。</p> <p>イ 入札参加資格者である個人、入札参加資格者である法人の役員又はその使用人が刑事告発、逮捕又は公訴提起されたとき。</p> <p>ロ 排除措置命令・課徴金納付命令・審決等を受けたとき（排除措置命令・課徴金納付命令の名あて人とならない違反事業者を含む。）。</p> <p>(2) 安達地方の市村内において、業務に関し、独占禁止法に違反し、下記のイ又はロに該当したとき。</p> <p>イ 刑事告発、逮捕又は公訴提起さ</p>	<p>24か月</p> <p>18か月</p> <p>21か月</p>

		<p>れたとき。</p> <p>ロ 排除措置命令・課徴金納付命令・審決等を受けたとき。（排除措置命令・課徴金納付命令の名あて人とならない違反事業者を含む。）。</p> <p>(3) 安達地方の市村外において、業務に関し、独占禁止法に違反し、下記のイ又はロに該当したとき。</p> <p>イ 入札参加資格者である個人、入札参加資格者である法人の役員又はその使用人が刑事告発、逮捕又は公訴提起されたとき。</p> <p>ロ 排除措置命令・課徴金納付命令・審決等を受けたとき（排除措置命令・課徴金納付命令の名あて人とならない違反事業者を含む。）。</p>	<p>15か月</p> <p>18か月</p> <p>12か月</p>
<p>2の1 業務に関し、独占禁止法第19条に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2か月以上6か月以内</p>	<p>(1) 組合発注工事等において、独占禁止法第19条に違反し、排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき（排除措置命令・課徴金納付命令の名あて人とならない違反事業者を含む。）。</p> <p>(2) 安達地方の市村内で、業務に関し、独占禁止法第19条に違反し、排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき（排除措置命令・課徴金納付命令の名あて人とならない違反事業者を含む。）。</p> <p>(3) 安達地方の市村外で、業務に関し、独占禁止法第19条に違反し、排除措置命令を受けたとき（排除措置命令・課徴金納付命令の名あて人とならない違反事業者を含む。）。</p>	<p>6か月</p> <p>3か月</p> <p>2か月</p>
<p>(公契約関係競売等妨害又は談合)</p> <p>3 入札参加資格者である個</p>	<p>逮捕又は公訴</p>	<p>(1) 組合発注工事等において、入札</p>	<p>24か月</p>

<p>人、入札参加資格者の役員又はその使用人が公契約関係競売等妨害若しくは談合（刑法第96条の6第1項及び第2項に該当する場合。以下同じ。）の容疑又は入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号。以下「官製談合防止法」という。）違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>を知った日から 18か月以上 24か月以内</p>	<p>参加資格者である個人、入札参加資格者である法人の役員又はその使用人が公契約関係競売等妨害若しくは談合の容疑又は官製談合防止法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(2) 安達地方の市村内で、一般工事等において入札参加資格者である個人、入札参加資格者の役員又はその使用人が公契約関係競売等妨害若しくは談合の容疑又は官製談合防止法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(3) 安達地方の市村外で、一般工事等において入札参加資格者である個人、入札参加資格者である法人の役員又はその使用人が公契約関係競売等妨害若しくは又は談合の容疑又は官製談合防止法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>21か月</p> <p>18か月</p>
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>4 入札参加資格者である個人、入札参加資格者である法人の役員又はその使用人が建設業法（昭和24年法律第100号）違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき、若しくは建設業法の規定に違反し工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上 12か月以内</p>	<p>(1) 組合発注工事において、建設業法に違反し、下記のイからニまでに該当したとき。</p> <p>イ 建設業法に違反し、入札参加資格者である個人、入札参加資格者である法人の役員又はその使用人が逮捕され、又逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ロ 建設業法に違反し、監督官庁から15日以上営業停止処分を受けたとき。</p> <p>ハ 建設業法に違反し、監督官庁から15日未満の営業停止処分を受けたとき。</p> <p>ニ 建設業法に違反し、指示処分を受けたとき。</p>	<p>12か月</p> <p>6か月</p> <p>4か月</p> <p>3か月</p>

<p>(廃棄物処理法違反行為)</p> <p>5 入札参加資格者である個人、入札参加資格者である法人の役員又はその使用人が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき、若しくは廃棄物処理法の規定に違反し工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上 12か月以内</p>	<p>(2) 安達地方の市村内において、下記のイからニまでに該当したとき。</p> <p>イ 建設業法に違反し、入札参加資格者である個人、入札参加資格者である法人の役員又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 6か月</p> <p>ロ 建設業法に違反し、監督官庁から15日以上営業停止処分を受けたとき。 3か月</p> <p>ハ 建設業法に違反し、監督官庁から15日未満の営業停止処分を受けたとき。 2か月</p> <p>ニ 建設業法に違反し、指示処分を受けたとき。 1か月</p> <p>(3) 安達地方の市村外において、下記のイ又はロに該当したとき。</p> <p>イ 建設業法に違反し、入札参加資格者である個人、入札参加資格者である法人の役員又はその使用人が逮捕され、逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 3か月</p> <p>ロ 建設業法に違反し、監督官庁から営業停止処分を受けたとき。 1か月</p> <p>(1) 組合発注工事等に関して廃棄物処理法に違反し、下記のイからホまでに該当したとき。</p> <p>イ 廃棄物処理法に違反し、入札参加資格者である個人、入札参加資格者である法人の役員又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 12か月</p> <p>ロ 廃棄物処理法に違反し、監督官庁から許可取消の処分（ただし、許可要件の喪失、不適合等による場合を除く）を受けたとき。 9か月</p> <p>ハ 廃棄物処理法に違反し、監督官庁から、90日間事業停止命令の処分を受けたとき。 6か月</p>	
---	--	---	--

<p>(労働安全衛生法違反行為)</p> <p>6 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第100条違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 3か月以上 12か月以内</p>	<p>ニ 廃棄物処理法に違反し、監督官庁から、60日間の事業停止命令の処分を受けたとき。</p> <p>ホ 廃棄物処理法に違反し、改善命令又は措置命令等の処分を受けたとき。</p> <p>(2) 安達地方の市村内において、下記のイからホまでに該当したとき。</p> <p>イ 廃棄物処理法に違反し、入札参加資格者である個人、入札参加資格者である法人の役員又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ロ 廃棄物処理法に違反し、監督官庁から許可取消の処分（ただし、許可要件の喪失、不適合等による場合を除く。）を受けたとき。</p> <p>ハ 廃棄物処理法に違反し、監督官庁から、90日間の事業停止命令の処分を受けたとき。</p> <p>ニ 廃棄物処理法に違反し、監督官庁から、60日間の事業停止命令の処分を受けたとき。</p> <p>ホ 廃棄物処理法に違反し、改善命令又は措置命令等の処分を受けたとき。</p> <p>(3) 安達地方の市村外において、廃棄物処理法に違反し、入札参加資格者である個人、入札参加資格者である法人の役員若しくは使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>4か月</p> <p>3か月</p> <p>6か月</p> <p>4か月</p> <p>3か月</p> <p>2か月</p> <p>1か月</p> <p>3か月</p>
		<p>(1) 組合発注工事等において、下記のイ又はロのいずれかに該当したとき。</p> <p>イ 労働安全衛生法第100条に違反し、入札参加資格者である個人若しくはその使用人又は入札参加資格者である法人若しくはその</p>	<p>12か月</p>

<p>(暴力的不法行為等)</p> <p>7 入札参加資格者である個人、入札参加資格者である法人の役員又はその使用人、若しくは経営に事実上参加し、若しくは実質的に経営を支配している者（以下「入札参加資格者等」と</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上 24か月以内</p>	<p>法人の役員若しくは使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ロ 労働安全衛生法第100条に違反し、監督官庁から行政処分又は行政指導を受け、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(2) 安達地方の市村内において、下記のイ又はロのいずれかに該当したとき。</p> <p>イ 労働安全衛生法第100条に違反し、入札参加資格者である個人若しくはその使用人又は入札参加資格者である法人若しくはその法人の役員若しくは使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ロ 労働安全衛生法第100条に違反し、監督官庁から行政処分又は行政指導を受け、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(3) 安達地方の市村外において、下記のイに該当したとき。</p> <p>イ 労働安全衛生法第100条に違反し、入札参加資格者である個人若しくはその使用人又は入札参加資格者である法人若しくはその法人の役員若しくは使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 入札参加資格者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。</p>	<p>6か月</p> <p>6か月</p> <p>3か月</p> <p>3か月</p> <p>24か月</p>
--	--	---	---

<p>いう。)が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる団体、法人等(以下「暴力団等」という。)との関係が認められるとき、若しくは業務に関し、暴力的不法行為を行う等、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>		<p>ロ 入札参加資格者等が、暴力団の威力を背景として、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第1条各号に掲げる行為(以下「暴力的不法行為等」という。)を行ったと認められるとき。</p> <p>ハ 入札参加資格者等が暴力団等に暴力的不法行為等をさせたと認められるとき。</p> <p>ニ 入札参加資格者等が、暴力団対策法第2条第8号に規定する準暴力的要求行為を行い、又は同法第10条の規定に違反する行為を行ったと認められるとき。</p> <p>ホ 入札参加資格者等が、暴力団対策法第2条第7号に規定する暴力的要求行為に関与したと認められるとき。</p> <p>ヘ 入札参加資格者等が、暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団等の維持運営に協力し、若しくは関与したと認められるとき。</p> <p>ト 入札参加資格者等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加える目的をもって暴力団の威力又は暴力団等を利用したと認められるとき。</p> <p>チ 入札参加資格者等が、暴力団等であると知りながら、暴力団等と下請契約や資材等の購入契約を締結するなど暴力団等を不当に利用したと認められるとき。</p> <p>リ 入札参加資格者等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>ヌ 上記を除くほか、入札参加資格</p>	<p>18か月</p> <p>18か月</p> <p>12か月</p> <p>12か月</p> <p>9か月</p> <p>9か月</p> <p>9か月</p> <p>6か月</p> <p>3か月</p>
--	--	--	--

<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>8 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上 18か月以内</p>	<p>者である個人又は入札参加資格者の役員、使用人若しくは実質的に経営に参加し若しくは経営を支配している者が、業務に関し暴力行為等を行ったと認められるとき。</p> <p>ル 組合発注の工事等の施工にあたり、暴力団等から不当介入を受けながら、組合への報告及び警察への届出を怠ったとき。</p> <p>(1) 業務に関し、脱税の容疑により税務当局から告発され、検察当局から逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(2) 組合発注工事等において、下記のイからルに該当し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>イ 組合の調査審議によって、談合等の不正行為があったと認められるとき。</p> <p>ロ 業務に関する法令違反により入札参加資格者である個人、入札参加資格者である法人の役員又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ハ 業務に関する法令違反により監督官庁から行政処分を受けたとき等、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>ニ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨害したとき。</p> <p>ホ 非公表としている情報（指名業者名、予定価格、設計金額、設計内訳書金額、最低制限価格など。契約後に公表するものにあつては開札終了時まで）を入手しようと職員に働きかけたとき。</p> <p>ヘ 談合情報が寄せられた場合にお</p>	<p>1か月</p> <p>6か月</p> <p>18か月</p> <p>12か月</p> <p>6か月</p> <p>5か月</p> <p>5か月</p> <p>3か月</p>
---	--	---	---

		<p>いて、組合の事情聴取に応じない等、不誠実な行為があったとき。</p> <p>ト 正当な理由が無く落札決定後に契約を辞退し、若しくは入札参加資格者の過失により入札手続を大幅に遅延させる等、著しく信頼関係を損なう行為があったとき。</p> <p>チ 組合元請下請適正化指導要領に基づく発注機関からの指導等を受けたにもかかわらず、従業員又は下請業者若しくは資材業者に対し、正当な理由が無く賃金、下請代金又は資材代金の不払いがあったとき。</p> <p>リ 低入札価格調査に関し、事情聴取に応じないとき、又は、下請業者、資材購入先等への不適正な履行等があったとき。</p> <p>ヌ 参加資格制限期間中の入札参加資格者を下請負人として使用したとき（既に下請契約締結後の下請負業者が入札参加資格制限を受けたときを除く。）。</p> <p>ル 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第6号に該当したとき。</p> <p>（※イについては、要領第4条4項を適用）</p> <p>(3) 安達地方の市村内において、業務に関する法令違反（法令違反の原因が工事事故である場合を除く。）により下記のイ又はロに該当し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>イ 業務に関する法令違反により、入札参加資格者である個人、入札参加資格者である法人の役員又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>2 か月</p> <p>2 か月</p> <p>2 か月</p> <p>1 か月</p> <p>1 か月</p> <p>6 か月</p>
--	--	---	---

<p>9 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上 9か月以内</p>	<p>ロ 業務に関する法令違反により監督官庁から行政処分を受けたとき等、工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>(4) 安達地方の市村外において、業務に関する法令違反により下記のイに該当したとき。</p> <p>イ 業務に関する法令違反により、入札参加資格者である個人若しくはその使用人又は入札参加資格者である法人若しくはその法人の役員若しくは使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 安達地方の市村内における違反行為において下記のイ又はロに該当したとき。</p> <p>イ 懲役刑以上の犯罪の容疑で公訴を提起された場合等で、社会的影響、悪質性が極めて大きいと認められるとき。</p> <p>ロ イに該当する場合の他、措置要件に該当し、反社会的犯罪行為があったとき。</p> <p>(2) 安達地方の市村外における違反行為において下記のイ又はロに該当したとき。</p> <p>イ 懲役刑以上の犯罪の容疑で公訴を提起された場合等で、社会的影響、悪質性が極めて大きいと認められるとき。</p> <p>ロ イに該当する場合の他、措置要件に該当し、反社会的犯罪行為があったとき。</p>	<p>3か月</p> <p>3か月</p> <p>6か月 ～9か月</p> <p>3か月</p> <p>4か月</p> <p>1か月</p>
---	---------------------------------------	---	--

※なお、この措置基準に規定のない事案については、各措置要件に定める期間の範囲内において、安達地方広域行政組合入札契約審査委員会における審議を踏まえ運用、措置するものとする。